

長岡市スポーツ推進条例の概要

1 前文及び目的

健康で豊かな生活を営むための全ての市民に共通で身近な文化
(スポーツの一般的価値)

地域の一体感や活力の醸成、地域経済の発展にも寄与
(スポーツの発展的価値)

課題

- ◆日常生活における多忙感
- ◆少子化や指導者の不足などによる学校の部活動の縮小
- ◆雪国特有の気候による冬場の活動場所不足 など

スポーツを「する人」と「しない人」の二極化の進行

いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも、自らの興味、関心、適性及び健康状態に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりが必要＝更なるスポーツ推進の必要性

～スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、
スポーツを通じた全ての市民の健康で充実した生活と、スポーツによるまちづくりの実現を目指す～

2 本市のスポーツ推進の基本理念、市の責務、市民、スポーツ関連団体、事業者等の役割

〈三つの基本理念〉

- ①全ての市民が生涯にわたり、あらゆる機会や場所において、自らの興味・関心・適正・健康状態に応じてスポーツができるようにすることを旨とすること
- ②次代を担う子どもの成長におけるスポーツの重要性に配慮すること
- ③スポーツをまちづくりに最大限に生かすこと

〈市民、スポーツ関連団体及び教育機関等〉

- ◆自らの意思に基づくスポーツ推進の担い手
- ◆施策に対する理解に関心を深める

〈事業者〉

- ◆地域社会を構成する一員
- ◆施策に対する理解と関心を深める

協働

〈市〉

- ◆施策の総合的かつ計画的推進
- ◆組織横断的な連携協力

3 スポーツ推進計画の策定

市に地方スポーツ推進計画（スポーツ基本法第10条第1項）の策定を義務付け

➡ 平成29年3月に策定された「長岡市スポーツ推進計画」が該当。当該計画を条例が後押し

4 五つの施策の基本方針

- ①スポーツを通じて子どもが成長できる環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・「育てる」スポーツの推進
- ②全ての市民がスポーツに親しむことのできる機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・「する」スポーツの推進
- ③本市のスポーツ選手の競技水準の向上・・・・・・・・・・・・・・・・「競う」スポーツの推進
- ④市民が身近な場所でスポーツを楽しみ、又は支えることのできる環境の充実・・「支える」スポーツの推進
- ⑤大規模大会等の高度な水準のスポーツに市民が触れることのできる機会の充実と、スポーツを通じた交流人口の増加・・・・・・・・・・・・・・・・「観る」スポーツの推進

5 スポーツの推進のための期間

市は期間を定めて重点的かつ効果的な行事その他の取組を実施することが可能